

日時：令和7年2月14日 9：00～

場所：久留米市役所 3階 303会議室

久留米市災害義援金品配分委員会 次第

1 議 題

令和3年8月豪雨久留米市災害義援金の再配分について（案）

2 その他

久留米市災害義援金品配分委員会

委員名簿 【敬称略】

(令和7年2月1日現在)

役 職	氏 名
久留米市社会福祉協議会長	中島 年隆
久留米市民生委員・児童委員協議会長	綾部 章子
久留米市都市建設部長	坂本 淳一
久留米市健康福祉部長	宮原 義治
久留米市総務部長	吉田 秀一

1 議 題

令和 3 年 8 月豪雨久留米市災害義援金の再配分について（案）

1 申請・配分状況について

令和 3 年 8 月豪雨義援金については、これまで計 2 回、床下浸水以上の被害があった世帯へ配分を行ってきた。

未申請の世帯については、令和 6 年 7 月 3 日の配分委員会において報告した未申請 116 世帯に対し、最終案内の発送と合わせて、電話連絡等により可能な限り対象世帯の意思を確認し配分を行った結果、下表のとおり最終的な未配分は 88 世帯（未申請 50、辞退等による配分対象外 38）となった。

●最終的な配分状況

被害区分	1世帯 配分額	配分予定 世帯数	配分済		未申請・辞退等※	
			世帯数	金額(円)	未申請 世帯数	辞退等 世帯数
半 壊	688,694	61	61	42,010,334		
半 壊 (1 棟 2 世帯)	344,347	10	10	3,443,470		
床 上	137,735	485	476	65,561,860	6	3
床 下	27,547	1,011	932	25,673,804	44	35
合 計		1,567	1,479	136,689,468	50	38

未配分 88 世帯

※ 辞退等内訳：辞退 7(床上 1・床下 6) 被害なし 18(床上 1・床下 17) その他 13(床上 1・床下 12)
その他は、宛所不明 10、対象者死亡(単身)2、対象外(アパート所有者)1

●未配分額

受入額 140,077,782 円 — 配分済額 136,689,468 円 = 3,388,314 円

2 未配分額の取り扱いについて

上述のとおり、未配分額が高額であることから、あらためて義援金配分済の世帯を対象に配分することとする。

配分対象世帯は、最も被害が大きかった半壊世帯とし、配分後の最終残金は日本赤十字社への寄附返しする。寄附返しの対応が困難な場合は、他の災害義援金への繰り入れを行う。

本委員会後の新たな浸水被害の申し出への対応は行わないこととする。

●再配分案

被害区分	配分比	世帯数	配分単価	配分額
半壊	2	61	51,338	3,131,618
半壊 (1棟2世帯)	1	10	25,669	256,690
				3,388,308

最終残金 6円

3 今後のスケジュール

3月上旬～ 配分対象者へ通知、順次振込



※対象世帯の変化による配分単価の再計算について

配分委員会後、通知送付先の確認等を進めた結果、配分対象の半壊71世帯のうち、被災当時独居世帯で世帯主が死亡した世帯（配分不可）が、16世帯あることが判明した。

書面にて、配分委員会全委員に状況を説明し、以下の通り、上記16世帯を除いた55世帯を対象として、配分単価を再計算して配分することが承認された。

あわせて、決定通知送付後、さらに配分不可の世帯が判明し、残金が発生した場合は改めて、以下の対応をとることも承認された。

- ・残金については、日本赤十字社への寄附返しを行い、その対応が困難な際は、他の災害義援金への繰り入れを行う。

●再計算後の配分金額

被害区分	配分比	世帯数	配分単価	配分額
半壊	2	45	67,766	3,049,470
半壊 (1棟2世帯)	1	10	33,883	338,830
				3,388,300

最終残金 14円

久留米市災害義援金品配分委員会運営要綱

(目的)

第1条 久留米市内に発生した災害により、被災した久留米市民に対し市内外から寄せられた義援金品を久留米市地域防災計画に基づき公平かつ効果的に配分するため、久留米市災害義援金品配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、義援金品の配分が完了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金品の配分にかかる次の事項について審議を行う。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の時期
- (4) 配分の方法
- (5) その他必要事項

(委員会の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 久留米市社会福祉協議会長
- (2) 久留米市民生委員・児童委員協議会長
- (3) 久留米市都市建設部長
- (4) 久留米市健康福祉部長
- (5) 久留米市総務部長

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、必要な意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。